

全国市長会関東支部提出要望

令和8年4月28日

千葉県市長会

目 次

第 1 都市行財政の充実強化について	3
1 持続可能な地域医療の確保に向けた公立病院への包括的な 経営・施設整備支援の拡充について	3
2 地方財政の充実強化について	4
3 地域手当の支給割合の是正について	4
4 公共施設等適正管理事業債の期間延長について	5
5 地方公共団体情報システムの標準化における財政支援の拡充 について	5
6 経済対策等を目的とした地方交付金における自治体事務の 負担軽減について	5
7 国庫補助金の内示減により生じた地方単独事業費への財政措置 について	7
第 2 保健福祉行政の充実強化について	7
1 介護保険制度の見直しについて	7
2 介護報酬臨時改定に伴う自治体への支援について	7
3 子ども医療費助成に関する国庫補助について	8
4 介護人材の確保・定着に向けた更なる支援強化について	8
5 障がい者支援制度の見直しと財政措置について	8
6 保育士の確保について	9
7 国民健康保険制度に対する財政支援について	9
8 多子世帯保育料軽減制度における同時入所要件の撤廃	10
第 3 生活環境行政の充実強化について	11
1 小櫃川河口三角州の保全について	11
2 住宅宿泊事業の制度見直しについて	11

第4	都市基盤の整備促進について	12
1	国道51号の早期整備について	12
2	成田空港を核としたまちづくりの実現に向けた都市基盤整備に係る財政支援について	12
3	まちづくり整備事業費の支援について	13
4	地上デジタル放送難視地域への支援について	13
5	北千葉道路の整備促進について	14
6	地域と持続的に共生できるデータセンターについて	14
7	高規格道路の早期実現について	15
8	産業用地の整備促進に向けた所得税軽減措置の拡大について	15
第5	教育文化行政の充実強化について	16
1	特別支援教育支援員の配置及び日本語指導の推進に係る支援について	16
2	部活動の地域展開への支援について	16
3	公立小中学校等における学校給食費の無償化について	17
4	GIGAスクール構想の実現に向けた財政措置について	17
5	安全・安心で良好な教育環境の充実について	17

第 1 都市行財政の充実強化について

都市行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 持続可能な地域医療の確保に向けた公立病院への包括的な経営・施設整備支援の拡充について

公立病院は、救急医療などの政策的な医療や小児医療など採算をとることが困難な医療の提供のほか、災害医療の提供、新興感染症への対応など、地域医療の中核的な役割を担っている。

こうした役割を将来にわたって継続していくためには、安定的な経営の確保が求められるが、人件費の増加や物価上昇に伴う経費の増加により、病院経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっている。

また、診療報酬が非課税であることに伴う控除対象外消費税の負担増など、医療機関特有の構造的問題も病院経営を圧迫し、市の財政負担も拡大している。

さらに、建設資材や労務費の高騰により建築コストが高騰しており、公立病院の役割・機能を維持・拡充していくために必要となる施設の増築や改築等も困難な状況となっている。

各病院は経営強化プランに掲げた取り組みを推進するなど、自助努力を続け、医療の役割分担と連携強化に取り組んでいるが、経営安定に向けた道筋は厳しいものであり、地域医療体制の維持に限界が生じつつあることから、国による抜本的な財政支援が不可欠な状況となっている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 病院建設及び病院経営に対する支援を拡充するとともに、既存の補助事業や地方財政措置についても、地域の実情に応じてさらに拡充すること。
- (2) 広域的な医療を提供する病院や地域の中核病院の運営費を対象とした直接的な支援制度を構築するとともに、緊急的な財政措置を早期に実施すること。

- (3) 控除対象外消費税の負担など医療機関特有の課題を解消し、地域医療の持続可能性を確保するため、公立・自治体病院に直接的な財政支援を講じること。

2 地方財政の充実強化について

現在、地方公共団体は、国からの要請も多く様々な課題が山積している。

さらに、昨今の物価高騰によって、多大な財政負担が生じており、財源確保が必要である。

しかし、関係機関との協議を経た上で慎重に申請された補助金等の交付金額が、要綱等に示されている国費負担割合を大きく下回る状況が散見されており、規律ある行財政運営を困難にするものである。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 地方自治体へ交付される補助金等について、要綱等に示されている割合どおり交付されるよう措置すること。
- (2) 土地区画整理や都市再開発のように官民共同など複合的な主体で取り組む事業については、特段の措置を講じること。

3 地域手当の支給割合の是正について

地域手当の支給割合は、令和6年の人事院勧告で級地区分の見直しが行われたが、近隣自治体間で社会経済上ほとんど差がないにもかかわらず、依然として著しい格差が残っている。

特に東京23区は支給割合20%が維持され、23区に近接する地域との格差は市の職員のみならず、保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬についても重大な影響を与え、人材確保に深刻な支障が生じている。地域手当の支給割合の高い地域へ人材が流出することで、住民サービスの低下を招いている。

については、地域を担う有能な人材を確保する観点からも、地域の実態や生活圈等をも反映した合理的な級地区分への見直しを行うこと。

4 公共施設等適正管理事業債の期間延長について

公共施設等適正管理推進事業債の事業期間は令和8年度までと定められており、現時点で直ちに実施設計に着手しなければ期限内の完了が見込めない状況にある。

また、財政規模が小さい本市の場合は、既定の計画事業を中止して既存施設の除却事業を行わなければ拡充の恩恵を受けることができない。

については、小規模な市町村においても計画的な公共施設の集約や統合及び適正配置を確実に推進できるよう、公共施設等適正管理推進事業債の実施期間を5年間、延長すること。

5 地方公共団体情報システムの標準化における財政支援の拡充について

地方公共団体情報システムの標準化に当たっては、標準準拠システムへの移行に係る初期経費の増大に加え、移行後におけるガバメントクラウドの利用料等、継続的な運用経費の増加が懸念されている。

とりわけ、運用経費全体の大部分を占めるいわゆる「ソフトウェア関連経費」は、今後の財政運営に多大な影響を及ぼし、市町村の財政を圧迫することが想定される。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 運用保守の効率化や共通機能の活用促進、開発経費に対する支援の拡充など、ソフトウェア関連経費の削減を図る具体的かつ実効性のある方策を講じること。
- (2) 運用経費削減に向けた必要な対策を講じたにもかかわらず、なお削減の見通しが立たない場合には、不交付団体を含む全ての地方公共団体を対象として、財政措置を講じること。

6 経済対策等を目的とした地方交付金における自治体事務の負担軽減について

経済対策等を目的とした「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」において、低所得者支援枠などは、国が一律に要件を定めている。

しかし、その実施や問合せ対応等は、各地方自治体において事務全般を担い、かつ短期間に業務が集中することにより、地方自治体の負担が大きい。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 国の施策として行われる各種給付金の検討にあたってはマイナンバーカードや、マイナポータル等のデジタル技術を活用し、国が直接給付すること。
- (2) 地方自治体に実施させる場合は、事務に負担のないよう配慮すること。

7 国庫補助金の内示減により生じた地方単独事業費への財政措置について

予算不足等を理由とした国庫補助金の内示額の減額により、交付税措置のある地方債を活用できなくなる事案が発生しており、将来的な財政負担を増大させる要因として課題となっている。

内示額が減額された場合にあっては、事業の状況等によらず、補助事業を対象とした公共事業等債を活用できなくなるほか、本来地方単独事業を対象とした緊急防災・減災事業債等も活用できなくなるなど、財政負担の見通しを極めて困難なものとしており、事業計画にも支障が生じている。

については、国庫補助金の内示減により生じた地方単独事業費に対しては、地方単独事業として緊急防災・減災事業債等の活用を当然に認めるなど、制度の見直しを図り、適切な財政措置を講じること。

第2 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 介護保険制度の見直しについて

地方における著しい高齢化の進展により、介護サービス費が増大し、市町村財政を圧迫するとともに、介護保険料負担の地域格差が拡大している。一保険者のみでは解決が難しい地域課題も多く、地域格差緩和のため、国全体での対策が求められる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 介護保険事業(地域支援事業含む)における国の財政負担を引き上げること。
- (2) 介護保険料の地域格差を緩和する財政措置を図ること。
- (3) 介護保険事業計画期間を5年間に延伸すること。
- (4) 依存症回復支援施設など、地域住民以外を多く受け入れる特殊施設の被保険者に係る費用負担を国として検討すること。

2 介護報酬臨時改定に伴う自治体への支援について

介護職員等の処遇改善を目的とした介護報酬の臨時改定が令和8年度に予定され、給付費増が見込まれる。第9期計画期間(令和6～8年度)は制度の安定運営がより重要であることから、物価上昇や賃上げ等の変動を見据え、給付費への影響を想定して適切な保険料設定を検討することが示された。

しかしながら、介護保険給付費準備基金は本来、3年間の事業計画期間全体を通じた収支均衡を見据えて、1年目の黒字分を積み立て、2年目、3年目の不足に充てるべきものである。

高齢化に伴い要介護認定者が増加し、保険料収入を上回る給付費増に対応するために基金を取り崩す自治体が多い中、基金余力の乏しい自治体にとって取崩し前提の臨時改定は負担が大きい。

については、活用できる基金には限りがあることを踏まえ、必要な財政支援策を行うこと。

3 子ども医療費助成に関する国庫補助について

少子化対策は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であり、国の責任において、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、全国どこでも安心して子どもを産み育てられる社会を実現する必要がある。

子どもの医療費助成について、都道府県や市町村ごとに制度が異なることで住民の取り合いになる状況は望ましくなく、都市間格差を助長させる要因にもなりうる。

については、高校生年代までの医療費について国庫補助制度を整備すること。

4 介護人材の確保・定着に向けた更なる支援強化について

介護現場の人材不足は深刻な問題となっており、介護業界の持続と発展が脅かされている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 全産業の平均給与水準と比較し、介護職員の給与が低い現状を鑑み、国として具体的な給与改善策を講じ、介護職員の基本給引上げを実現すること。
- (2) 介護人材の確保・定着を図るため、職員が研修を受ける時間と費用の確保へ向けた支援制度を充実すること。
- (3) 事業所の運営安定化のため、設備更新や施設改修に対する助成金制度を拡充するとともに、ICT導入による業務効率化など労働環境改善に資する設備投資を行えるよう支援すること。

5 障がい者支援制度の見直しと財政措置について

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活していくために必要なサービスが適切に提供される体制の構築が不可欠である。

しかし、事業の複雑化による事務量の増大やサービス費用の増加は、市や事業者等の人材確保を困難にし、財政負担となっている。

また、地域生活支援事業については、制度上の補助率が対象経費の2分の1となっているが、実質的な補助率は4分の1程度に留まっており、自治体の超過負担が深刻な課題となっている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 障害福祉サービス等の報酬改定にあたっては、効果を検証し、必要な見直しを行い、更なる財政支援を行うこと。
- (2) 地域生活支援事業において、国庫補助率2分の1を確実に担保し、市の超過負担を解消すること。

6 保育士の確保について

各自治体において待機児童の解消を図るため、保育所の整備等を行っているが、新たな保育士の確保が必要である。保育士の給与等の処遇改善を独自に行う自治体もあり、自治体間の競争が激しくなっている。

また、既に保育所で働いている保育士が条件の良い施設に移る傾向が見られ、離職防止対策も必要な状況であり、財政的に困窮している自治体は競争にならず保育士不足が深刻化している。

障害児等保育については年々ニーズが高くなっているが、使途が特定されない一般財源である地方交付税では、推進していくための十分な措置が困難であり、より安定的な財源の確保が望まれる。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 市区町村により地域格差が生じないように、保育士の給与の改善など、保育士の人材確保及び定着化を推進するための統一的かつ、総合的な取り組みを強化・充実し、公定価格については、地域の実態等を十分勘案し、適切に設定すること。
- (2) 障害児等保育を推進するためには、さらなる保育士の配置が必要であり、安定的な財源の確保のため、地方交付税ではなく公定価格による適切な措置を行うこと。

7 国民健康保険制度に対する財政支援について

国民健康保険は、被保険者の後期高齢者医療保険への移行や、被用者保険の適用拡大により被保険者数が減少傾向にある。

そのような中、今後も医療の高度化等による一人当たり保険給付費の増による保険料の上昇に伴い、被保険者の保険料納付にかかる負担は重くなることが見込まれる。特に軽減制度に該当しない中間所得層への影響が大きく、新たに納付が難しくなる方の増加が想定される。

については、国保制度を真に持続可能なものとし、被保険者の保険料納付にかかる負担を軽減するため、更なる財政支援を講じること。

8 多子世帯保育料軽減制度における同時入所要件の撤廃

現行の保育料の軽減制度では、年収360万円以上の世帯は、兄弟姉妹が同時に保育所等へ入所している場合に限り、2人目を保育料の2分の1軽減、3人目を無料としている。

少子化が深刻化する中、多子世帯の経済的負担を軽減することは重要であり、保育料の軽減は子育てしやすい環境整備に直結するものである。

また、一部自治体では独自の助成により保育料軽減を行っているが、自治体間の公平性の観点からも課題がある。

については、国の施策として、所得に関わらず多子世帯保育料軽減制度における兄弟姉妹の同時入所要件を撤廃すること。

第3 生活環境行政の充実強化について

生活環境行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 小櫃川河口三角州の保全について

本市沿岸には、小櫃川の河口を中心に約1,400haにわたる砂質干潟が広がっている。

当干潟は、環境省が定める「重要湿地」における「東京湾の干潟・浅瀬」で最大の面積を誇り、そこに生息する動植物の保全は、生物多様性目標である「30 by 30」の達成に重要なものであるとともに、アサリ・海苔等の水産資源の宝庫でもある。

一方で、京葉臨海工業地帯の一部である当干潟は自然環境保全地域に指定されておらず、開発等により消失する危険性もあることが危惧される。

については、引き続き自然環境保全地域の指定について検討をするとともに、当干潟の重要性に鑑み、今後計画される開発等について慎重な検討をし、干潟の保全に配慮すること。

2 住宅宿泊事業の制度見直しについて

いわゆる「民泊」は、平成30年6月の住宅宿泊事業法(以下、「法」という。)施行以降、観光振興や空き家活用といった面で一定の効果が認められる一方で、ごみ出しや騒音などをめぐり地域住民とのトラブルが相次いでおり、全国的に問題となっている。

民泊の実施規制については、法第18条により都道府県等が定める条例による民泊の実施制限が規定されているものの、既存の制度では地域の実情を十分に反映し、適切な規制ができているとは言えない状況にある。

については、近隣住民の生活環境を保全するため、民泊を行う際には、地域住民や管理組合等との事前協議等を義務付けるとともに、違法民泊に対する罰則強化や事業者の責任の厳格化など、民泊の適切な規制に必要な制度の見直しを行うこと。

第4 都市基盤の整備促進について

都市基盤の整備促進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 国道51号の早期整備について

国道51号は、千葉県千葉市を起点とし茨城県に至る主要な幹線道路であり、成田国際空港の機能拡張を控える中、空港やその周辺の物流施設等へのアクセス路線として、重要性はより一層高まっている。

沿線には、佐倉第三工業団地や東関東自動車道の佐倉インターチェンジが立地しているが、2車線区間では朝夕の時間帯には慢性的な交通渋滞が発生している。大型車の混入率が25%を超える箇所や歩道未整備区間も存在することから、歩行者や自転車利用者の安全確保が喫緊の課題であり、首都直下地震などの有事の際には、緊急支援活動の妨げとなる恐れもある。

さらに、国道51号北千葉拡幅事業における四街道区間、約3.1kmの整備については、現在、用地取得を行っている状況と理解しているが、慢性的な渋滞が著しい状況にある。

たかおの杜周辺地域は、国道51号の拡幅整備により交通利便性が向上し、流通機能等の立地促進が期待される重要拠点である。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 国道51号の佐倉市区間のうち坂戸交差点より東側の4車線化と歩道整備について早期に事業化すること。
- (2) 国道51号北千葉拡幅事業における四街道区間、約3.1kmの整備について、早期に整備をすること。

2 成田空港を核としたまちづくりの実現に向けた都市基盤整備に係る財政支援について

成田空港の機能強化に伴い、本市は開発需要や人口増加を見据えた産業・住宅用地の形成、広域道路網の整備など、将来を見据えたまちづくりを主体的に推進している。

しかし、国際的な物流・産業拠点の形成や良好な住環境の整備などを支える都市基盤整備に係る財源を確保することは喫緊の課題となっている。

については、成田空港周辺地域における都市基盤整備及び地域振興策等に係る積極的な財政支援を行うこと。

3 まちづくり整備事業費の支援について

地方の中核を担う都市においては、駅周辺の中心市街地などの再開発事業において、建築費の高騰の影響により、事業採算性が確保できず事業の停滞を招いている。

事業の成立には事業計画の見直しや自治体の更なる公的資金の投入が必要となり、事業縮小による陳腐化、自治体の負担増、インフラの再整備や都市機能の更新の遅れが懸念されている。

これにより、相応の都市機能の確保ができず、中心市街地の衰退や周辺都市も含めた街の活力の低下につながっている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 事業者に対し再開発事業の採算性を担保する抜本的な財政支援を行うこと。
- (2) 駅周辺のインフラ整備や駅機能の強化に対する適切な支援を行うこと。

4 地上デジタル放送難視地域への支援について

地上デジタル放送の難視対策として、共聴施設を設置し、視聴している場合、設備を新設又は更新してから10年以上が経過しており、老朽化していることから、今後、更新工事が必要となるが、共聴施設を所有管理する各地域の一部の共聴組合においては、組合員の高齢化に伴い、組合員が減少しており、更新工事に必要な費用の捻出が困難なことなどの理由により施設を更新できず、一部の放送を視聴できない地域が存在する。

また、光テレビでの視聴も1つの方法ではあるものの、本市においては、民間事業者による当該サービスが提供されていない。

については、今後も、地上デジタル放送を地域格差なく継続的に視聴できるよう、国及び放送事業者において地域の実情に即した適切な支援をすること。

5 北千葉道路の整備促進について

北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、首都圏の国際競争力や災害時における緊急輸送道路ネットワークの強化に資するとともに、周辺道路の渋滞緩和等による物流等の効率化や商工業の振興など、地域の活性化に寄与する大変重要な道路である。

また、成田国際空港の第2の開港プロジェクトが進んでいる中で、北千葉道路全線開通への機運が一段と高まっていると確信している。

特に市川市と松戸市の区間の専用部1.9km、一般部3.5kmが直轄権限代行により事業が進められており同区間において令和6年度に都市計画事業承認・認可が告示され用地取得に向けた地元説明会を経て用地買収に着手されている。

沿線市としても、未事業化区間において地籍調査を推進し、新規事業化に向けた環境を整えていることから、当該区間の早期事業化を図ること。

6 地域と持続的に共生できるデータセンターについて

デジタル社会の基幹インフラであるデータセンターの集積が進む一方、その立地を巡り現行の制度では対応が難しく、地域住民との間に深刻な課題が生じている。

データセンターが地域と持続的に共生し重要な役割を果たし続けるためには、国が主導し実効性のある制度を構築することが必要不可欠である。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 建築基準法におけるデータセンターの用途を明確化し立地環境に応じた技術的基準を定めること。
- (2) 事業主体の責任の所在を明確化し自治体の関与のもと事業者と地域住民との継続的な合意形成を促す仕組みを構築すること。

- (3) 施設の稼働に伴い発生する可能性のある低周波音及び排熱等について、客観的な測定・評価方法を確立し生活環境保全を目的とした法的な規制基準を設けること。

7 高規格道路の早期実現について

人口減少に歯止めがかからず、地域の維持が重要な課題となる中、地域経済を活性化させるには都市部と圏域を結ぶ高規格道路が必要である。

本市においては、白浜・千倉地区への交通アクセスが脆弱であり、利便性の向上が不可欠である。路線バスを運営する交通会社は、高速バスの運行で赤字をカバーしている状況で、地域の公共交通の維持も課題となっており、一次交通の確保には高規格道路の整備が必要である。

産業や観光の振興、雇用の創出、人口減少対策、災害時の緊急輸送路の確保など、整備効果は高く、館山・白浜・千倉・鴨川を經由し、地域の均衡ある発展を促す当該道路は非常に重要な役割を果たすものである。

については、高規格道路「館山・鴨川道路」の早期の具体化及び道路整備の着実な推進に必要な予算を確保すること。

8 産業用地の整備促進に向けた所得税軽減措置の拡大について

産業用地の整備促進は、企業立地による雇用創出や地域経済への波及効果を通じて、地域の持続性確保に寄与する重要な施策であるが、全国的に用地が不足している状況である。その背景には、自治体職員の開発ノウハウ不足や資金確保が難しいことが挙げられる。

こうした課題を解決するため、近年では官民連携で開発を進める自治体も見られるが、農産法を活用した産業用地整備に伴う民間開発事業者への土地譲渡では地権者に対する所得税の控除措置がないため、交渉が難航し、企業の立地ニーズを逃がすことが懸念される。

については、企業の立地ニーズに応じた産業用地整備を促進するため、農産法を活用した官民連携による産業用地整備に伴う民間開発事業者への土地譲渡について、地方公共団体に譲渡した場合と同等の所得税控除措置を適用すること。

第5 教育文化行政の充実強化について

教育文化行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 特別支援教育支援員の配置及び日本語指導の推進に係る支援について

特別支援学級や通級による指導を必要とする児童生徒の増加や通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への対応など、インクルーシブ教育の理念に基づき、多様な子どものニーズに的確に responding していくため、人的及び物的な環境面での充実が喫緊の課題である。

特別支援教育支援員の配置については、平成19年度から地方交付税による財政措置が講じられているが、公立小中学校に入学する配慮を要する児童生徒が大幅に増えている現状に対し、特別支援教育支援員の配置が十分に進んでいるとは言えない状況である。

また、日本語指導を必要とする外国人児童生徒が年々増えており、日本語と教科の統合指導、生活指導及び保護者の対応を行う職員が不足している。

どちらも個に応じた丁寧な支援が必要であり、現場教職員だけでは対応が追い付かない状況で、非常に逼迫している。

ついては、次の事項について適切な措置を講じること。

(1) 特別支援教育支援員及び日本語指導担当教師等の配置にかかる地方財政措置について、より一層の拡充を図ること。

(2) 普通交付税ではなく国庫補助による財政措置を行うこと。

2 部活動の地域展開への支援について

部活動の地域展開を持続可能なものとするため、市町村の財政負担に依存しない制度設計が不可欠であり、現行補助制度では安定的な事業運営は困難である。

ついては、国において、自治体の財政力や地域条件によって取り組みに格差が生じることがないように、地方・過疎地域の実情を踏まえ、市町村への十分かつ恒常的な財政支援を行うこと。

3 公立小中学校等における学校給食費の無償化について

学校給食については、学校給食法等により小中学校等の学校設置者に給食実施の努力義務が課せられている。

また、食材費については同法等により保護者負担とされているものの、保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援策として公立小学校に限定し、国の責任において抜本的な負担軽減が実現したところだが、当初国により実現するとされた学校給食費の無償化は実現されていない。

また、公立中学校等については、依然として保護者負担または自治体独自の補助制度による負担軽減が行われている。

については、公立小中学校等の学校給食費について、全ての地方自治体において地域間格差が生じないように、国の責任において、長期的に安定的な財源を確保し、全国で公平に無償化を実現すること。

4 G I G Aスクール構想の実現に向けた財政措置について

G I G Aスクール構想により整備した1人1台端末について、N E X T G I G Aに対応するための回線強化やクラウド化、端末・ネットワーク機器の更新は避けられない事業である。

また、I C T化が進むことでシステムの使用料や保守料などが増加しており、経常的に莫大な費用が見込まれている。

しかし、国の財政支援は十分とは言えず、自治体の財政運営に深刻な影響を及ぼすこと、また、自治体間の格差が生じることが懸念される。

については、G I G Aスクール構想に係る国庫補助金とは別に、国による、学校数や児童生徒数などに応じた恒久的な財政措置を図ること。

5 安全・安心で良好な教育環境の充実について

学校教育の機会均等を確保し、安全・安心かつ快適な学校教育環境を確保するために、公立学校施設整備に係る新增築事業、改築事業、地震補強事業、大規模改造事業、長寿命化改良事業、統合改修事業及びその他各種事業について、設置者の計画事業が円滑に実施されることが重要である。

については、予算総額の充実、補助要件の緩和や実情に即して補助率・補助単価を引き上げること。